

奈良県告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十
十条第一項の規定に基づき、桜井市から大和都市計画道路の変更（粟原池之内線、外山
新道線及び桜井駅戒重線）に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二
項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まち
づくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

奈良県知事 荒井正吾